

購入仕様書

1. 件 名 水質調査車交換購入
2. 数 量 1 台
3. 納入場所 茨城県つくば市南原 1－6
国立研究開発法人 土木研究所
4. 納入期限 令和 4 年 3 月 3 0 日まで
5. 概 要 本件は、平成 1 5 年購入の小型乗用車（ニッサンセレナ）が老朽化したため交換購入するものである。
6. 仕 様
 - 1) 一般共通事項
国立研究開発法人土木研究所の契約に関する規定によるものとする。
 - 2) 特記仕様
別紙特記仕様書のとおり。
7. 検 査
物品納入後は、当所検査職員による本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

以 上

令和 3 年 1 2 月 8 日

国立研究開発法人土木研究所
水環境研究グループ（水質）
主任研究員 平山 孝浩 印

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

本特記仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、仕様書6. 2）でいう特記仕様書で、「水質調査車交換購入」（以下、「本購入」という）に適用する。

第2条 適用基準・法規等

本購入車は、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号、以降の改訂を含む）に適合するものでなくてはならない。

また、受注者は関連基準・法令を遵守しなければならない。

第2章 概 要

第3条 範 囲

本購入の範囲は次に示すとおりである。

- (1) 購入車の納車 1 台
- (2) 購入車の登録 1 式
- (3) 下取交換車の登録抹消 1 式

なお、本仕様書に明記されていない事項についても、機能上当然必要と認められるものについては本購入の範囲とし、受注者の責任において充足納入するものとする。

第4条 交換購入該当車両等

本購入時に交換する車両は次に示すとおりとする。

- (1) 本購入により発注者より受注者に引き渡す車両（下取交換車）

小型乗用車（ニッサンセレナ） 1 台

種別・用途等：小型／乗用／自家用

乗車定員 : 8 人

駆動方式 : 4WD

総排気量 : 1,990cc

形式 : UA-TNC24

原動機の形式：QR20

燃料の種類 : ガソリン

車体色 : ホワイト

初年度登録 : 平成 15 年 12 月

車検満了日 : 令和 4 年 12 月 12 日

走行距離 : 222,416km（令和 3 年 10 月末現在）

自動車損害賠償責任保険 : 自家用乗用 24 ヶ月

- 同保険期間満了日 : 令和5年1月5日
リサイクル料金 : 納付済み
- (2) 本購入により受注者の納車すべき車両(購入車)
水質調査車(第5条を満たす車種) 1台
- (3) 下取交換車の引き渡し期日
購入車の納入完了日
- (4) 下取交換車の引き渡し場所
国立研究開発法人 土木研究所 水環境研究グループ水質チーム

第3章 仕 様

第5条 仕様

本購入車は、本仕様書で定める性能・諸元・各部構造等を満足し、操縦性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。また、以下の要領及び基準に適合しているものとする。

(1) 環境性能

- ①本購入車においては、以下の要領及び基準等に適合するものとする。
- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(「グリーン購入法」、平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和3年2月変更閣議決定)に規定する自動車の判断基準を満たすハイブリッド自動車とする。
- ②本購入車の排出ガス及び燃費は、下記の条件を満たすものとする。
- ・平成30年排ガス基準75%低減レベル車
 - ・平成32年度燃費基準達成車

(2) 主要寸法等

- 全 長 : 4,800mm 以下
全 幅 : 1,800mm 以下
全 高 : 1,900mm 以下
最低地上高 : 130mm 以上

(3) 主要諸元

- 車 種 : 1BOXタイプ
車両重量 : 1800kg 以下
乗車定員 : 7名以上
ハンドル位置 : 右側
駆動方式 : 前輪駆動方式
色 : 標準色

(4) 機関等

- 排気量 : 2000cc 以下
最高出力 : 50kW 以上
最大トルク : 100N・m 以上

- 使用燃料 : 無鉛レギュラーガソリン
 トランスミッション : オートマチック又は自動無段変速機
- (5) 付属装置及び付属品 ※同等品以上で発注者が認めたもの
 (取付・セットアップを含む)
- | | |
|-------------------------------------|-----|
| ・アンチロックブレーキシステム | 1 式 |
| ・SRS エアバック (運転席、助手席) | 1 式 |
| ・パワーステアリング | 1 式 |
| ・盗難防止システム | 1 式 |
| ・衝突被害軽減装置 | 1 式 |
| ・オートエアコン | 1 式 |
| ・フォグランプ | 1 式 |
| ・フロアマット、ラゲッジマット | 1 式 |
| ・カーナビゲーションシステム | 1 式 |
| (インダッシュ又は2 D I Nタイプ、バックモニター、ETC 連動) | |
| ・ETC 車載器 (2.0 対応) | 1 式 |
| ・ドライブレコーダ (前方・後方撮影) | 1 式 |
| ・バックカメラ | 1 式 |
| ・三角表示板 | 1 個 |
- また、その他必要とされる付属品及び標準装備を装着することとする。
- (6) 塗 装
 塗装は、購入車両の標準仕様とし、契約後に発注者から指示する。

第4章 雑 則

第6条 検 査

納入すべき車両の検査は形状、外観、組み立て状況及び走行性能検査を行うものとする。発注者が特に必要と認めた場合には、前記以外の検査を追加しておこなうことがある。なお、検査のために直接必要とする労力、器具、材料等に関する費用等は、全て受注者の負担とする。検査の場所については、発注者が指定する。

第7条 提出書類

受注者は、次に示す図書等を提出するものとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| ・取扱説明書 | 1 部 |
| ・下取車の一時抹消登録証明書の写し | 1 部 |
| ・その他発注者の指示による図書等 | |

第8条 書類の提出先

国立研究開発法人 土木研究所 水環境研究グループ水質チーム

第9条 保 証

納入すべき車両が納品後12ヶ月又は走行距離20,000km 走行以前において製作上の欠陥、または受注者の責任とみられる故障が発生したときには、無償修理を行うものとする。ただし、製造会社等が別に定めた保証期間が12ヶ月以上にわたる場合はそ

れを適用する。また、特に重要な故障については、前記期間経過後であっても協議の上、無償修理を行わせることがある。

第10条 その他の事項

- (1) 購入車は、納入期日前6ヶ月以内に製造されたもので新品、最新モデルとする。
- (2) 本購入において、必要となる諸官庁等への手続きについては、全て受注者負担となる。
- (3) 購入車の登録において下記のとおり必要となる費用は、これを立替負担として手続き行うものとし、この場合の立替料は請求書に含めて一括請求するものとする。

・自動車税	免 除
・自動車取得税	免 除
・自動車重量税	1 台分
・自動車損害賠償責任保険 (37 ヶ月)	1 台分
・登録検査費用	1 台分
・リサイクル預託金	1 台分

- (4) 本購入において、発注者から引渡し予定の自動車（下取交換車）については、既に「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」第73条に基づく「再資源化預託金等」13,680円及び「資金管理料金」480円を平成18年12月1日に預託済である。

発注者が引き渡す下取交換車の所有権を受注者に譲渡する日をもって、発注者は下取交換車の最終所有者ではなくなる。

よって、既に預託済の再資源化預託金等を受注者に請求するので、受注者は別途発行する債権発生通知書により、所定の期限までに納付するものとする。

なお、再資源化等預託金等の預託証明書は、上記納付の確認後、受注者に引き渡すものとする。

第11条 下取交換車の登録抹消

発注者が受注者に引き渡す下取交換車の登録抹消を行うものとする。

また、抹消後は自動車損害賠償責任保険についても残期間がある場合には、解約を代行し、解約金が生じる場合においては、解約金を発注者に納付するものとする。

第12条 疑 義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議するものとする。

第13条 権利義務の譲渡等

1. 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
2. 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。
ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第14条 守秘義務

1. 受注者は、第13条権利義務の譲渡等により、業務の実施過程で知り得た秘密

を第三者に漏らしてはならない。

以 上